



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 三井造船株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 孝雄
(コード：7003、東証第一部)
問合せ先 人事総務部長 大谷 英才
(TEL. 03-3544-3142)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 112 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現状に合わせて専務取締役を廃止するとともに、執行役員制度の導入に伴い、社長及び副社長を取締役または執行役員のうちから定めることができるよう、現行定款第 23 条において所要の変更を行うものであります。また、執行役員に関する規定を第 29 条として新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、補欠役員の子選に関する規定の項数が変更されましたので、現行定款第 31 条において所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会等
第 23 条 (代表取締役、役付取締役) 取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。 取締役会は取締役のうちから、取締役会長および社長各 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、社長は代表取締役とする。	第 23 条 (代表取締役、役付取締役) 取締役会 <u>は、その決議により</u> 代表取締役若干名を選定する。 取締役会 <u>は、その決議により</u> 取締役会長および社長各 1 名、副社長および常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、 <u>社長および副社長は取締役または執行役員とする。</u>
第 24 条～第 28 条 (条文省略) (新設)	第 24 条～第 28 条 (現行どおり) 第 29 条 (執行役員) <u>当社は取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u>
第 29 条～第 30 条 (条文省略)	第 30 条～第 31 条 (現行どおり)

<p>第<u>31</u>条（補欠監査役の選任の効力） 会社法第329条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>41</u>条 （条文省略）</p>	<p>第<u>32</u>条（補欠監査役の選任の効力） 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>42</u>条 （現行どおり）</p>
---	--

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日（予定）
 定款変更の効力発生日 平成27年6月26日（予定）

以 上